Ｂ　第一次産業就業者数を人口で除して得た数を0.023で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 経常態容補正Ⅱの算式 Ａ×0.20＋Ｂ×0.20＋Ｃ×0.40＋0.20 Ａ×0.20、Ｂ×0.20又はＣ×0.40に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、Ａ×0.50＋Ｂ×0.30＋0.20が5,000を超えるときは、5,000とする。 算式の符号 Ａ　15歳未満人口を人口で除して得た数を0.137で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） Ｂ　65歳以上人口を人口で除して得た数を0.201で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） Ｃ　農林水産省において公表した生産農業所得統計における平成18年農業算出額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を67,568で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	

６　前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

７　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又はあん分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又はあん分するものとする。

８　新市町村の経常態容補正の数値の合併関係市町村への分別又はあん分は、次の各号に定めるところによる。

一　第一次産業就業者数　第四十九条第五項第一号㈠の規定により分別又はあん分するものとする。この場合において、「第一次産業就業者数、第二次産業就業者数又は第三次産業就業者数」及び「第一次産業就業者数等」とあるのは、「第一次産業就業者数」と読み替えるものとする。

二　前号以外の数値　新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

９　附則第十九条の十四第八項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額と附則第十九条の十四第七項の規定によつて分別又はあん分した測定単位の数値を同条第三項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「額、附則第十九条の十四第七項の規定によつて分別又はあん分した測定単位の数値を同条第三項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額及び附則第十九条の十五第七項の規定によつて分別又はあん分した測定単位の数値を同条第三項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額の合算額」とする。

附則第十九条の十六を次のように改める。

（平成二十二年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　法附則第六条の二第二項の算定単位の数値は、次の表の上欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

算定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	人

２　法附則第六条の二第二項の算定単位の数値の補正は、当該市町村について平成十九年改正前の省令附則第十九条の十五第二項の表（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により算定した率と同一の率（平成十八年四月二日以後に合併新法第二条第一項に規定する市町村の合併を行つた市町村にあつては、当該新市町村が平成十八年四月一日以前に存するものとして当該市町村について平成十九年改正前の省令附則第十九条の十五第二項の表により算定した率として総務大臣が通知した率）を当該地方団体の算定単位の数値に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、道府県にあつては一・〇〇〇〇一四九を、市町村にあつては一・〇〇一六六八二をそれぞれ乗じて行うものとする。この場合において、算定単位を補正した後の数値に表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

３　各道府県の法附則第六条の二第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額に当該道府県の財政力指数に別表第十三⑴のＡに定める当該財政力指数に応ずる率を乗じて得た数と同表のＢに定める当該財政力指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇八一を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、一・〇〇〇〇一四九を乗じて得た額とする。

４　二兆二千三百三十四億円と各道府県について前項の規定により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

５　各市町村の法附則第六条の二第一項第三号に掲げる額は、当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の財政力指数に別表第十三⑵のＡに定める当該財政力指数に応ずる率を乗じて得た数と同表のＢに定める当該財政力指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・一一五九を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、一・〇〇一六六八二を乗じて得た額とする。

６　九千七百二十億円と各市町村について前項の規定により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

７　合併関係市町村に係る法附則第六条の二第一項第一号に掲げる額は、新市町村に係る算定単位の数値を次項に定める方法によりそれぞれ合併関係市町村に分別又はあん分し、当該分別又はあん分した数値を第九項に定める方法によつて補正したものに単価を乗じて得た額とする。

８　新市町村の法附則第六条の二第二項の算定単位の数値の合併関係市町村への分別又はあん分は、第四十九条第二項第一号の規定の例により行うものとする。

９　前項の規定によつて合併関係市町村に分別又はあん分した算定単位の数値の補正は、当該合併関係市町村について平成十九年改正前の省令附則第十九条の十五第三項の規定により算定した率（平成十八年四月二日以後に行われた市町村の合併に係る合併関係市町村にあつては当該合併関係市町村について同条第二項の表により算定した率）と同一の率を当該分別又はあん分した算定単位の数値に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、一・〇〇一六六八二を乗じて行うものとする。この場合において、算定単位を補正した後の数値に表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

10　合併関係市町村に係る法附則第六条の二第三号に掲げる額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に当該合併関係市町村に係る新市町村の財政力指数に別表第十三⑵のＡに定める当該財政力指数に応ずる率を乗じて得た数と同表のＢに定める当該財政力指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・一一五九を乗じて得た率を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、一・〇〇一六六八二を乗じて得た額とする。

11　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、当該合併関係市町村について附則第十九条の十四第八項及び前条第九項の規定により読み替えられた第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額から当該合併関係市町村について第七項の規定によつて算定した額を控除した額が当該合併関係市町村について第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。